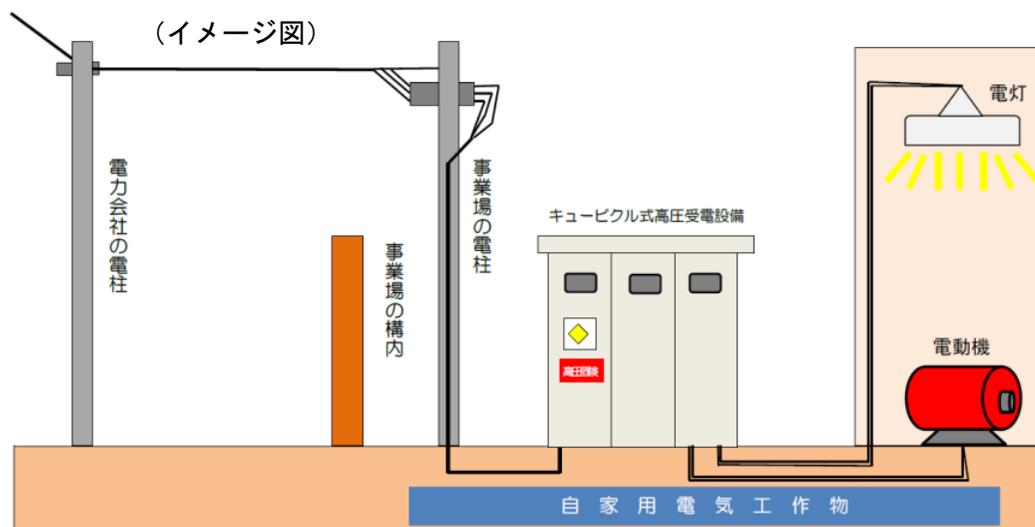


平成 28 年 6 月 16 日

自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視 ＜調査結果に基づく通知に対する対応状況＞

総務省近畿管区行政評価局（局長：茂垣 栄一^{もがき えいいち}）は、自家用電気工作物の安全の確保を図る観点から、平成 27 年 8 月から 28 年 3 月にかけて、奈良行政評価事務所を動員し、経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部（以下「近畿支部」という。）及び自家用電気工作物を設置する 40 事業場を調査し、28 年 3 月 29 日に近畿支部に対して必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

今般、同通知に対する対応状況について、近畿支部から回答（平成 28 年 5 月 27 日）があり、その概要を取りまとめましたので公表します。



※ 自家用電気工作物とは、電力会社から高圧（600 ボルト超）で受電して電気を使用する設備などをいいます。

【照会先】

総務省 近畿管区行政評価局
第一部評価監視官 森野 高司
電話：06 - 6941 - 8759

「自家用電気工作物の安全の確保に関する行政評価・監視」 の結果に基づく通知に対する対応状況（概要）

通知先：経済産業省中部近畿産業保安監督部近畿支部
通知日：平成 28 年 3 月 29 日 回答日：平成 28 年 5 月 27 日

1 自家用電気工作物の適切な維持・管理の推進

主な調査結果

調査した事業場の約 6 割（25/40 事業場 62.5%）で保安確保が不十分

- ① 保安規程の紛失、不遵守など（28 事例）
 - i) 保安規程を紛失（4 事例）、ii) 保安規程で定めた点検頻度を遵守せず（9 事例）
 - iii) 主任技術者の指摘事項（技術基準不適合につき要改修）について未改修（1 事例）など
- ② 主任技術者の未選任など（5 事例）
 - i) 主任技術者を未選任（1 事例）、ii) 主任技術者が常時勤務せず（2 事例）など
- ③ 技術基準に不適合（3 事例）
 - i) 自動販売機の接地（アース）工事を未施工（1 事例）、ii) 高圧引込みケーブル用の構内電柱の足場金具を地上 1.8m 未満の位置に設置（2 事例）

このほか、技術基準には抵触していなかったものの、分電盤の前に物品が置かれており、異常時における点検の実施に支障が生じるおそれがあるなど、改善が望ましいと考えられるもの（6 事例）

通知事項

- 自家用電気工作物の設置者及び主任技術者等に対して、自主保安体制の根幹となる保安規程及び主任技術者等の役割の重要性について一層の指導及び周知方策の検討を行い、保安規程の制定、届出及び遵守並びに主任技術者等の選任等を適正に行わせるよう努めること。
- 自家用電気工作物の設置者及び主任技術者等に対して、自家用電気工作物の維持管理の適正化を図るよう一層の指導及び周知方策の検討を行うこと。

主な対応

自家用電気工作物の設置者及び主任技術者等に対して、以下の指導及び周知を行った。

- ・ 近畿支部主催の「電気保安法人及び電気管理技術者セミナー」において、外部委託受託者等に対して、保安体制の整備等について指導

（注 1）外部委託受託者：自家用電気工作物の設置者から委託を受けて保安管理業務を行う電気保安法人等

- ・ 外部委託受託者から自家用電気工作物の設置者に周知してもらうための啓発用チラシを新たに作成し、同セミナーでも配布
- ・ 平成 28 年 4 月 15 日付けの文書をもって、関係団体等に設置者等関係者に対する周知を依頼（依頼先として、2 団体を新たに追加）

（注 2）同日、文書及び啓発用チラシをホームページにも掲載（電気事業法遵守の徹底について）

また、引き続き「電気使用安全月間セミナー」（7 月）の開催や近畿支部ホームページへの関連情報の掲載、更には立入検査や窓口対応での機会を通じて指導を行うとともに、より多くの設置者等に保安規程や主任技術者制度、適切な保安管理業務について認知してもらうよう、幅広い周知活動に努める。

2 自家用電気工作物の設置者等に対する効果的な指導監督等の実施

主な調査結果

- ① 長期にわたり届出等が行われていない事業場の中には、保安体制が不適当となっているものが存在するおそれあり
 - ・ データベース上、主任技術者が選任済みとなっている事業場であっても、長期にわたり届出等が行われていない事業場では、次のような状況
 - ※ 調査した事業場のうち、
 - i) 主任技術者が未選任となっており、保安体制が不適当（1事例）
 - ii) 主任技術者の選任形態の変更を未届出（1事例）
 - iii) i、iiの事業場は、いずれも自主保安体制の根幹となる保安規程を紛失
 - ・ データベースに、所在地が昭和40年代に合併消滅した三島町（現 摂津市）や河内市（現 東大阪市）等のままの事業場や旧社名の事業場が散見
⇒ 長期にわたり届出等が行われていないとみられ、上記と同様の状況となっている事業場が存在するおそれあり
 - ② 調査した事業場の中には、近畿支部主催のセミナーや同支部ホームページについて承知していないなど、周知対象の拡充・周知方策の検討を行うことが課題

通知事項

- ① 現在実施している主任技術者が未選任の事業場の解消に向けた指導を継続するとともに、データベースの活用方策を検討し、長期間届出等がない事業場の実態把握について検討すること。
- ② 電気事故の事例や立入検査の実施結果等の周知対象の拡充及び周知方策の検討を行うこと。

主な対応

- ① 法令違反が明らかである主任技術者が未選任の事業場に対する行政指導を優先事項と考え、引き続き計画的に指導を実施するとともに、貴局の所見を踏まえ、データベース上で長期間届出等がない事業場に対しては、未選任事業場への対応に目処が付き次第、文書等により注意喚起し保安管理の実態把握を行う。
- ② 自家用電気工作物の設置者及び主任技術者等に対して、以下の取組を実施した。
 - ・ 近畿支部主催の「電気保安法人及び電気管理技術者セミナー」において、外部委託受託者等に対して、主な事故事例の紹介とともに近畿支部のホームページ URL や同画面を紹介し、ホームページによる情報提供について周知
 - ・ 平成28年4月15日付けの文書（1を参照。ホームページにも掲載）をもって、関係団体等に設置者等関係者に対する周知を依頼した（依頼先として、2団体を新たに追加）。

また、引き続き「電気使用安全月間セミナー」や立入検査や窓口対応での機会を通じて周知を行うとともに、より多くの設置者等に近畿支部ホームページの関係情報の提供について認知してもらうよう、幅広い周知活動に努める。